

《 あおしん年金3倍定期預金 》

商品名	あおしん年金3倍定期預金
お取扱期間	2021年4月1日(木) ～ 2022年3月31日(木)
ご利用頂ける方	当金庫に公的年金(※)をお振込みいただいているお客さま(年金請求手続き、変更手続きのお客さまも対象となります)。 ※国民年金・厚生年金・共済年金
お預け入れ	預入方法：一括預入 預入金額：お一人さま1,000万円以下 預入単位：1円単位 ※すでにご契約をいただいている定期預金からの預入の場合は対象外となります。
期 間	定型方式：1年(単利型)
利 息	単利型 ・計算方法：付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算(単利) ・利払方法・頻度：満期日以後に一括して払い戻しいたします。
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします
金 利	・金利はお預け入れ期間により預入時のスーパー定期店頭表示の金利を基準とし、次の金利を適用します 1年もの：スーパー定期預金の店頭表示金利の3倍 ・お預け入れ時の金利は満期日まで適用します ・金利は店頭窓口までお問い合わせください。
付加できる特約事項	・個人の方で自動継続扱いの場合、総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした金利)。※1,000万円未満のお取扱いに限りです
中途解約時のお取扱い	・満期日前に解約する場合は、スーパー定期預金のお取り扱いに準じます。預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。 ・中間払利息が支払われている場合は、中途解約利息との差額を精算します。
税 金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室 (9時～17時、電話：0120-00-2085)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、 第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です ので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相 談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の 弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、① お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用 いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する 方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国 しんきん相談所にお問合わせください。 <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>

その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。継続後の商品はスーパー定期となります。・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。・預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）・ご契約いただいた定期預金の優遇金利は満期時までとさせていただきます。自動継続後は店頭表示金利となります。・お取扱期間内であっても金融情勢の変動により、お取扱いを変更または中止する場合があります。・原則として中途解約はできません。やむをえない事情により中途解約された場合には、特別金利は適用されず、当金庫所定の中途解約利率が適用になります。・この預金はスーパー定期{自由金利型定期預金(M型)}規定(単利型)、スーパー定期{自動継続自由金利型定期預金(M型)}規定(単利型)によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。
----------------	--